

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況 (R4. 4. 1~R5. 3. 31)

(単位：人)

職 種	採用人数
一般事務	4
保 健 師	
保 育 士	1
消 防 職	1
医 師	6
看 護 師	9
医療技術員	1
合 計	22

(2) 職員の退職状況 (R4. 4. 1~R5. 3. 31)

(単位：人)

区 分	退職人数
定年退職	3
勸奨退職	
普通退職	15
分限退職	
懲戒退職	1
失 職	
死亡退職	
合 計	19

(3) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

(単位：人)

区 分		職 員 数	
部 門		令和4年	令和5年
一 般 行 政	議 会	2	2
	総務企画	40	37
	税 務	16	16
	民 生	46	49
	衛 生	9	9
	労 働		
	農林水産	9	9
	商 工	5	5
	土 木	13	12
	小 計	140	139
特 別 行 政	教 育	11	12
	消 防	40	40
	小 計	51	52
公 営 企 業 等	病 院	138	138
	水 道	8	8
	下 水	1	1
	そ の 他	11	11
	小 計	158	158
合 計	349	349	

(4) 職種別職員数の状況 (各年4月1日現在)

(単位：人)

区 分	職 員 数	
	令和4年	令和5年
一般行政職	117	114
税 務 職	16	16
医 師 職	9	10
薬剤師・医療技術員	42	41
看護・保健職	85	86
福 祉 職	28	30
消 防 職	40	40
企 業 職	9	9
特定任期付職員	1	1
教育公務員	2	2
計	349	349

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参 考)
	(令和5年3月末現在)	A		B	(B/A)	3年度の人件費率
4年度	人 13,942	千円 10,088,680	千円 179,567	千円 1,851,686	% 18.4	% 17.4

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4年度	人 191	千円 654,195	千円 115,103	千円 256,035	千円 1,025,333	千円 5,368

(注) 1 職員手当には児童手当、退職手当を含まない。

2 職員数は令和4年4月1日現在の人数です。

### (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	305,724円	348,596円	40.3歳
企業職	342,600円	378,756円	45.7歳

(注) 給与とは、給料（基本給）に諸手当（通勤手当、時間外手当等）を加えた額である。

### (4) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	那智勝浦町	
	決定初任給	採用2年後
一般行政職	大学卒	185,200円 198,500円
	高校卒	154,600円 164,100円

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	経験年数5～7年	経験年数15～20年	経験年数25～30年	
一般行政職	大学卒	221,050円	318,025円	384,544円
	高校卒	-	269,275円	370,085円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

(6) 国と給料月額の水準比較（ラスパイレス指数）の状況

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般行政職	99.4	98.3	97.9	97.9	98.1

(注) 1 ラスパイレス指数は、国家公務員の給料を100とした場合の町職員の給与水準を示したものです。

(7) 等級・職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職・消防職・福祉職

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
7級	総括課長の職務	1	0.5	総括課長	1	1	0.5	参事級
6級	課長の職務	14	6.4	課長	13	66	30.0	課長級
				消防長	1			
				計	14			
5級	1 副課長の職務 2 主幹の職務	52	23.6	副課長	9	66	30.0	課長級
				副課長（消防本部）	2			
				企画員	9			
				主幹	19			
				主幹（保育所）	6			
				主幹（消防本部）	7			
計	52							
4級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務	39	17.7	主任	13	21	9.5	課長補佐級
				主任（保育所）	1			
				主任（消防本部）	7			
				主査	14	35	15.9	係長級
				主査（保育所）	1			
				主査（消防本部）	3			
計	39							
3級	1 主査の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う副主査の職務	55	25.0	主査	11	97	44.1	係員級
				主査（保育所）	6			
				主査（消防本部）	0			
				副主査	28			
				副主査（保育所）	3			
				副主査（消防本部）	7			
計	55							
2級	1 副主査の職務 2 知識又は経験を必要とする業務を行う職務	35	15.9	副主査（消防本部）	5	97	44.1	係員級
				主事	20			
				保健師	2			
				保育士	6			
				消防士	2			
計	35							
1級	定型的な業務を行う職務	24	10.9	主事	11	24		
				保健師	1			
				保育士	6			
				消防士	6			
計	24							
合計		220	100.0					

(8) 昇給期間短縮の状況 (R4. 4. 1~R5. 3. 31)

職員数 (A)	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	比率 (B) / (A)
349人	0人	0.0%

(注) 平成18年度より制度廃止。

(9) 職員手当の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	支給の内容			国の制度
扶養手当	配偶者	月額	6,500円	同
	子	月額	10,000円	
	配偶者・子以外の扶養親族	月額	6,500円	
	満16歳の年度の始めから満22歳の年度末までの子の加算 (1人につき)	月額	5,000円	
住居手当	借家等に対する住居手当	家賃の下限額	月額 12,000円	月額 16,000円
		最高支給限度額	月額 27,000円	月額 28,000円

区分	支給の内容					国の制度															
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に応じ ・定期券と回数券のうち安価な方の額 ・定期券は、6月以内の最も長期間のもの額による ・最高月額 55,000円 自動車等使用者 通勤距離に応じ ・月額2,000円～31,600円					同															
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員支給額 単身赴任手当の支給額＝30,000円＋加算額（距離に応じて）					同															
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務1回につき4,200円 勤務時間が5時間未満の場合は勤務1回につき2,100円					同															
超過勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務したときに支給されます。					同															
管理職手当	役職	総括課長級	課長級	副課長級	主幹級	—															
	支給額	50,000円	40,000円	35,000円	30,000円																
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に支給（手当の種類 15種類）					—															
期末手当 勤勉手当	（令和4年度支給割合） <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1.2 月分</td> <td>0.95 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.2 月分</td> <td>1.05 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.4 月分</td> <td>2.0 月分</td> </tr> </table> （加算措置の状況） 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%						期末手当	勤勉手当	6月期	1.2 月分	0.95 月分	12月期	1.2 月分	1.05 月分	計	2.4 月分	2.0 月分	同			
	期末手当	勤勉手当																			
6月期	1.2 月分	0.95 月分																			
12月期	1.2 月分	1.05 月分																			
計	2.4 月分	2.0 月分																			
退職手当	<table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>（支給率）</td> <td>自己都合</td> <td>早期・定年</td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.586875 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.709 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.709 月分</td> <td>47.709 月分</td> </tr> </table>					（支給率）	自己都合	早期・定年	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	同
（支給率）	自己都合	早期・定年																			
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分																			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分																			
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分																			
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分																			

## (10) 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	町 長	670,000 円
	副町長	560,000 円
	教育長	500,000 円
報 酬	議 長	280,000 円
	副議長	230,000 円
	議 員	210,000 円
期末手当	町 長 副町長 教育長	(令和4年度支給割合) 6月期 1.35 月分 12月期 1.35 月分 計 2.7 月分 加算 給料月額40%
	議 長 副議長 議 員	(令和4年度支給割合) 6月期 1.35 月分 12月期 1.35 月分 計 2.7 月分 加算 報酬月額15%

(注) 給料の( )内は減額措置を行う前の金額である。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件

## (1) 職員の勤務時間 (標準的なもの) (令和5年4月1日現在)

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

## (2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況 (R4. 1. 1~R4. 12. 31)

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数
5,088日	1,160日	132人	8.8日

## (3) 特別休暇の導入状況 (令和5年4月1日現在)

種 類	付 与 日 数 等
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
裁判員・証人等として国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
結婚する場合	5日以内
産前の場合	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内
産後の場合	産後8週間まで
保育時間の場合	1日2回各30分以内
妻が出産する場合	2日以内
育児参加をする場合	5日以内
子の看護をする場合	5日(子が2人以上の場合は10日)以内
短期の介護をする場合	5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
親族が死亡した場合	配偶者、父母7日 子5日 祖父母3日等
父母を追悼する場合	慣習上最小限度必要と認められる期間
夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	5日以内
災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間

(4) 育児休業の取得状況 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)

区 分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	1人	1人
前年度から引き続いている者	0人	9人

(5) 介護休暇の取得状況 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)

性別等	取得者数	要介護者数（職員との続柄別）							計
		配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	
男性職員	0	-	-	-	-	-	-	-	0
女性職員	0	-	-	-	-	-	-	-	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (R4. 4. 1～R5. 3. 31) (単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			5		5
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0

(2) 懲戒処分者数 (R4. 4. 1～R5. 3. 31) (単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告
法令に違反した場合					0	
職務上の義務に違反した場合					0	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合				1	1	

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の営利企業等従事許可の状況 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)

区 分	人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、	0人
評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	0人
自ら営利を目的とする場合（農業）	0人
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査等）	4人

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修機関（和歌山県市町村職員研修協議会主催）における研修の状況

(R4. 4. 1～R5. 3. 31)

	研修名	研修回数	参加者数
一般研修	新規採用研修	1回	5人
	一般職員一次研修	1回	6人
	一般職員二次研修	1回	8人
	監督者一次研修	1回	4人
	監督者二次研修	1回	2人
研 修 コ ン ソ	パソコン研修（エクセル）	1回	1人
研 修 コ ン ソ	JWCAD研修	1回	1人
専門研修	接遇マナー研修	1回	5人
	公用文の書き方研修	1回	7人
	ハラスメント件数	1回	1人
	メンタルヘルス研修	1回	2人
	DX研修	1回	2人
合 計		12回	44人

(2) 職場内研修の状況

(R4. 4. 1～R5. 3. 31)

研修名	研修回数	参加者数
新規採用職員研修	2回	7人
人権・同和研修	1回	183人
人事評価研修	2回	235人
防災研修	2回	250人
消防・救命・避難訓練	1回	153人
情報セキュリティ研修	1回	40人
専門e-ラーニング研修	1回	7人
メンタルヘルス研修	1回	221人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	84人
脳ドック	7人
定期健康診断	238人

(2) 職員互助会の状況 (令和3年度実績)

会員数	掛 金	補助金	事業内容
349人	1,892千円	0円	・ 給付事業 ・ 体育事業

(3) 公務災害・通勤災害の発生状況 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)

区 分	申請	認定	不認定	継続審議
公務災害	5人	5人	0人	0人
通勤災害	0人	0人	0人	0人

8 勤務条件に関する措置の要求の状況 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)

継続件数	措置要求件数
0件	0件

9 不利益処分に関する不服申立の状況 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)

継続件数	不服申立件数
0件	0件